

平成 29 年 1 月 30 日

## 昭島市介護予防・日常生活支援総合事業総合事業説明会

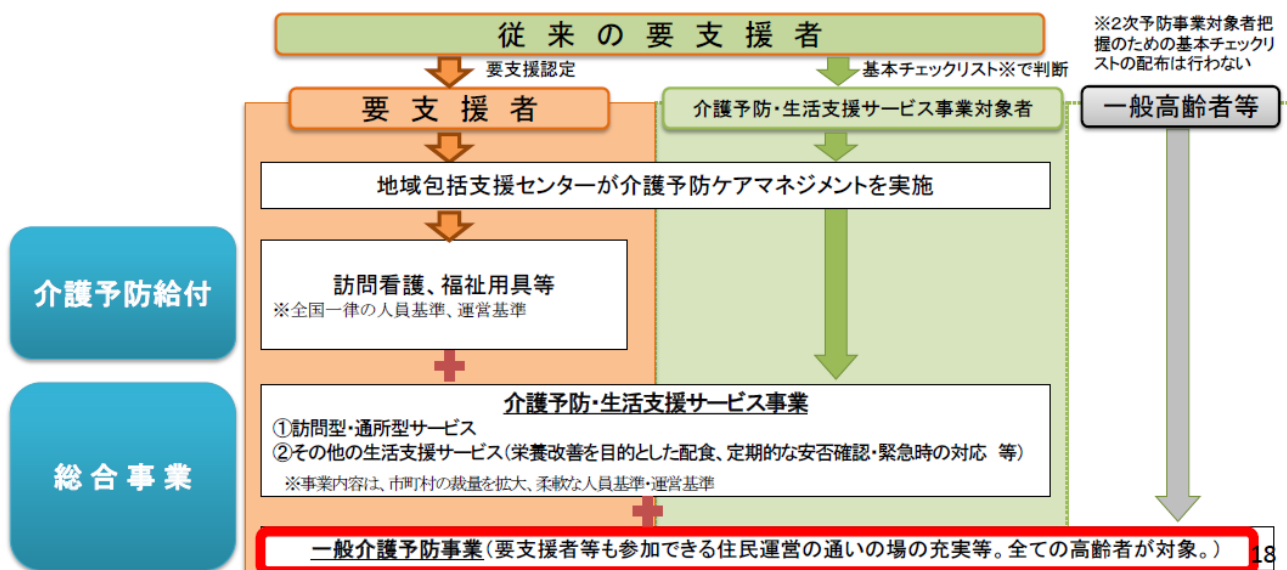
## 1 総合事業の趣旨・概要

介護保険制度改正により、予防給付として提供されている全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市町村が取り組む地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行します。

既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、ボランティアなどの多様な主体によるサービスや介護予防を充実させ、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を推進します。

## 【参考】総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
  - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせる。
  - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に（基本チェックリストで判断）。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



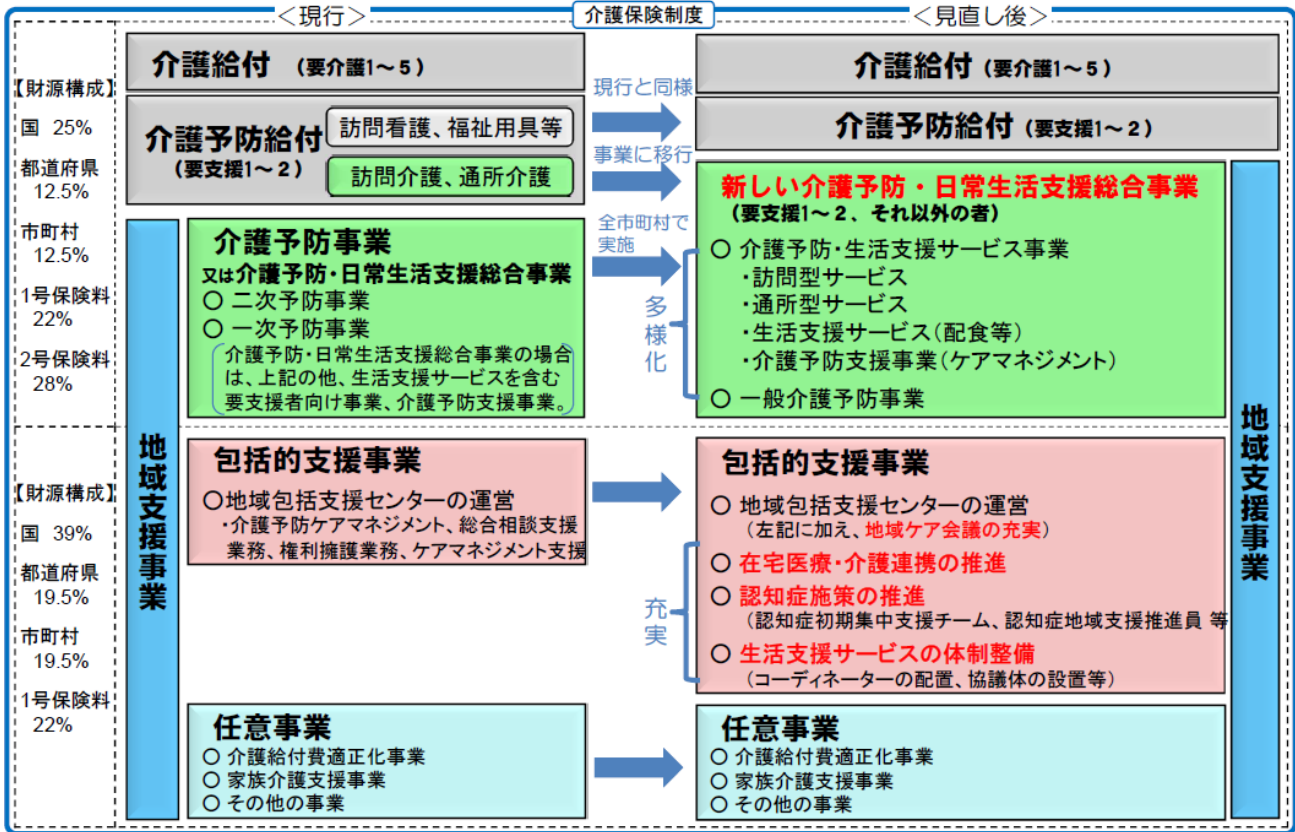
※厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて」資料より抜粋

## 2 総合事業の構成

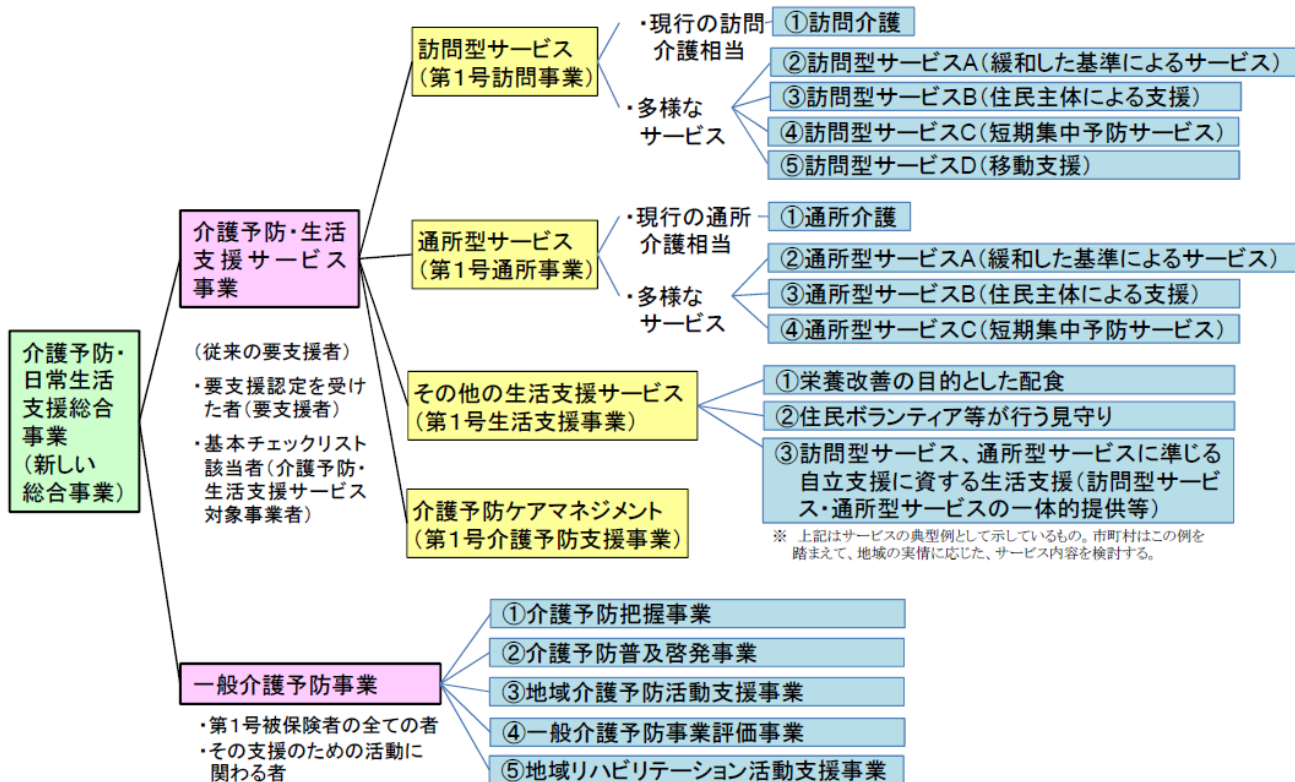
総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）と、一般高齢者等に対して介護予防を行う一般介護予防事業から構成されます。

厚生労働省のガイドラインでは、サービス事業の多様なサービスの例として、緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービスなどが示されており、市町村が地域の実情に合わせ事業を実施します。

## 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



## 【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



※厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事ガイドライン(概要)」資料より抜粋

### 3 移行スケジュール

#### ①実施時期

総合事業の実施は平成 29 年 4 月まで猶予できるとされており、移行時期は市町村によって異なります。本市では、平成 29 年 4 月から移行します。

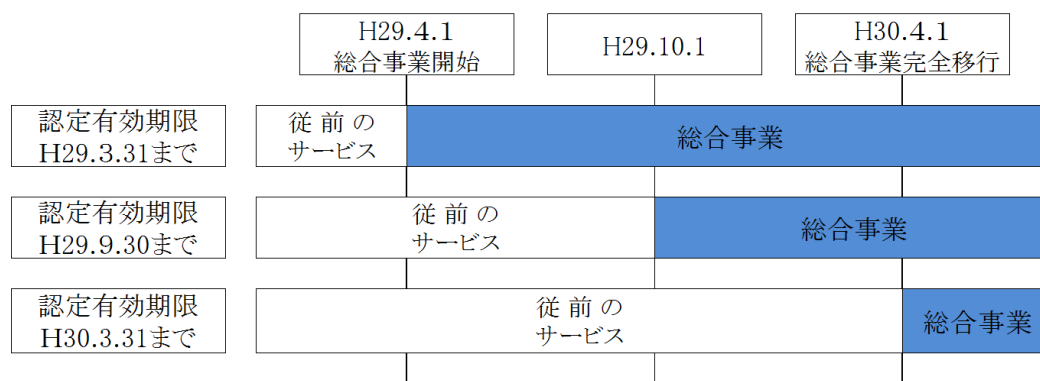
移行当初は、既存の介護事業所による「現行の訪問介護・通所介護と同等のサービス」と「緩和したサービス」、また、多様なサービスについては、移行当初はシルバー人材センターによる生活援助のみを位置づけ、その後に検討していきます。

#### ②既に要支援認定を受けている方の総合事業への移行

既に要支援認定を受けている方の訪問介護・通所介護については、平成 29 年 4 月以降、認定更新までは予防給付が継続し、認定更新後から総合事業に移行します。要支援者の認定の有効期間は現在、最長 1 年ですので、平成 30 年 4 月から全ての方が総合事業に移行します。

なお、総合事業開始後の要支援認定の有効期間は現行の最長 1 年から 2 年に変更となります。

#### 【例】



### 4 サービス事業(総合事業)の対象者・利用の流れ

サービス事業の対象者は、制度改正前の要支援者に相当する方です。サービス利用の流れとしては、従前どおり要支援認定を受ける方法のほか、基本チェックリストを用いて「サービス事業対象者」に該当するか判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れも設けます。なお、訪問看護や福祉用具貸与など総合事業に移行しないサービスを利用する場合は、要支援認定を受ける必要があります。

基本チェックリストを用いて総合事業に該当された方(事業対象者)は、その判定日から利用が可能となります。なお、要支援認定のような認定有効期間は設定しません。



参考② 基本チェックリスト様式例及び事業対象者に該当する基準

記入日：平成 年 月 日 ( )

氏名	住所	生年月日		
希望するサービス内容				
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	
12	身長            cm      体重            kg      (BMI =            ) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする

① 様式第一の質問項目No.1～20 までの 20 項目のうち 10 項目以上に該当
② 様式第一の質問項目No.6～10 までの 5 項目のうち 3 項目以上に該当
③ 様式第一の質問項目No.11～12 の 2 項目のすべてに該当
④ 様式第一の質問項目No.13～15 までの 3 項目のうち 2 項目以上に該当
⑤ 様式第一の質問項目No.16 に該当
⑥ 様式第一の質問項目No.18～20 までの 3 項目のうちいずれか 1 項目以上に該当
⑦ 様式第一の質問項目No.21～25 までの 5 項目のうち 2 項目以上に該当

(注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合をいう。

## 5 サービス事業(総合事業)の実施方法

介護予防給付から総合事業への移行により、実施方法も多様となります。委託、補助、市町村による直接実施のほか、介護予防給付と同様の指定事業者制度の枠組みが設けられています。指定事業者によるサービス提供を行う場合は、国保連合会による審査支払を行います。

本市では、平成 29 年 4 月の移行当初は、この指定事業者によるサービスと、委託（シルバー人材センターのみ）によるサービス提供を実施します。

## 6 総合事業を実施する事業者の指定

### ①みなし指定

平成 27 年 3 月 31 日時点において、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けている事業者については、平成 27 年 4 月 1 日に、総合事業のみなし指定事業者となっております。みなし指定の有効期間については、厚生労働省のガイドラインのとおり、平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月末までの 3 年間となっております。現行相当のサービスを提供できます。

なお、平成 27 年 4 月 1 日以降に指定を受けた事業者は、みなし指定を受けていないことから、別途、市に申請していただく必要があります。

※ みなし指定は、全市町村に効力が及びます。みなし指定を受けた事業者について、平成 30 年 4 月以降も事業を継続する場合には、市町村から総合事業の指定の更新を受ける必要がありますが、この場合は、各市町村域の範囲内で効力が及ぶこととなりますので、事業所が所在している市町村以外の市町村の被保険者が利用している事業所については、それぞれの市町村の指定更新が必要となります。

### ②緩和した基準によるサービス事業所の指定

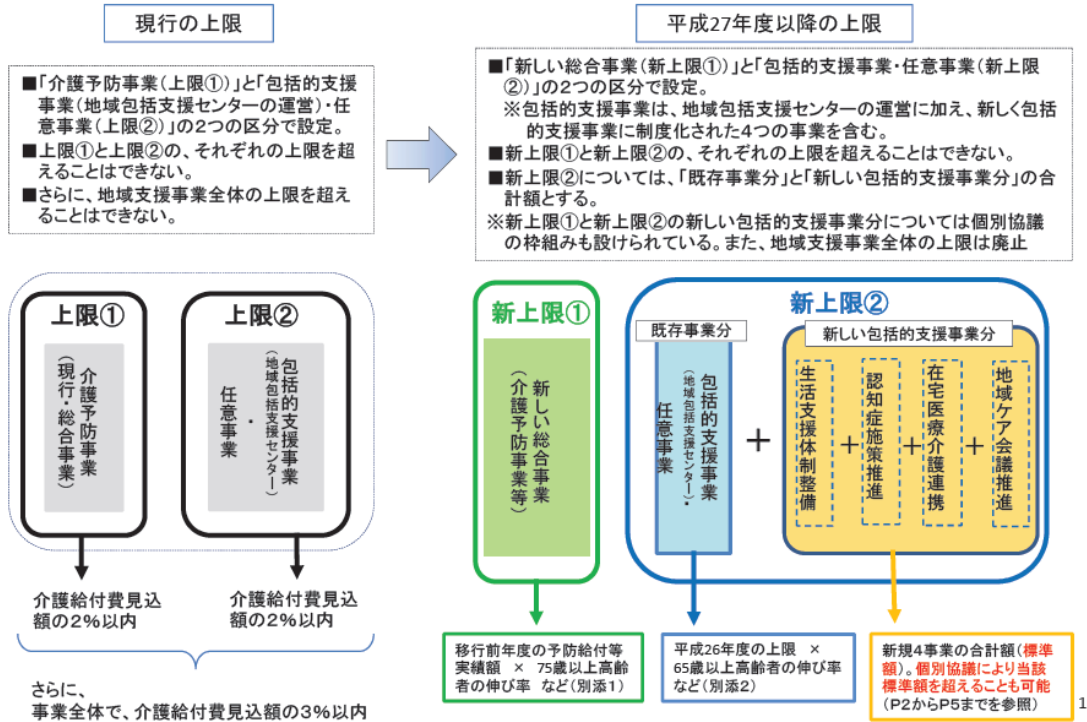
現在、本市で検討している緩和した基準によるサービスを提供する場合は、みなし指定を受けている事業者についても、別途、本市に指定申請を行っていただきます。

## 7 総合事業の上限について

地域支援事業のうち現行の介護予防事業については、介護給付費の 2%以内が上限となっております。総合事業に移行すると、上限額は原則として【①事業開始の前年度の（予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）＋介護予防事業）の総額】×【②直近 3 か年平均の 75 歳以上高齢者の伸び】となり、現行の介護予防給付とは違い上限額以内で総合事業を実施する必要があります。

## 制度改正後の地域支援事業の上限(平成27年度以降の全体像)

地域支援事業は法律及び政令に規定される上限額の範囲内で、市町村が事業を実施することとされている。平成27年度以降は、新しい総合事業及び新しい包括的支援事業の創設に伴い、上限の取扱いを見直す。



※厚生労働省「地域支援事業充実分に係る上限の取扱い及び任意事業の見直しについて」資料抜粋

### 8 単価の設定について

総合事業に移行するに当たり、現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当のサービス以外については、市町村独自のサービス体系に合わせ単価設定を行います。

(現時点の単価設定は【資料2・3】参照、介護予防ケアマネジメントは【資料4】参照)

### 9 利用上限額の設定について

本市では、要支援認定を受けている方については、現行の要支援1・要支援2の上限額を適用し、基本チェックリストで総合事業の対象者として判定された方については、現行の要支援1の上限額とします。

### 10 利用者の自己負担について

現行の給付サービスと同様に負担割合証に基づき1割・2割負担となります。

### 11 請求について

市が設定したコード表に基づき、国保連合会に請求していただきます。

本市のコード表については、別資料を参照ください。

### 12 研修について

必ずしも専門的なサービスを必要とされない方に対する訪問型サービスの生活援助については、研修制度を設け、資格のない方でもサービス提供ができるようにします。研修の実施方法について

は市町村によって異なり、自治体を実施する方法や事業所に研修を義務付ける方法などがあります。

### 13 住所地特例対象者に対する総合事業の実施

住所地特例対象者は、居住する施設が所在する市町村の総合事業サービスを利用します。

### 14 法人登記について

総合事業への移行に伴い法人の定款（目的欄）に総合事業についての記載がない法人は、定款変更及び変更登記が必要となります。

- 定款記載例）
- ・介護保険法に基づく第一号事業（訪問と通所の両方を行う場合）
  - ・介護保険法に基づく第一号訪問事業（訪問のみ行う場合）
  - ・介護保険法に基づく第一号通所事業（通所のみ行う場合）

※昭島市所管の社会福祉法人で、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」、「老人デイサービス事業」で規定している場合について

老人福祉法が改正され、「老人居宅介護等事業」の定義には「第一号訪問事業」、「老人デイサービス事業」の定義には「第一号通所事業」が含まれるため、定款の変更は必要ありません。

### 15 今後のスケジュールについて

- 2月 8日・・・ケアマネ部会で説明
- 2月15日・・・市民周知（広報、ホームページ等）
- 2月中旬・・・ホームページにサービスコード表、指定申請様式を掲載
- 3月中旬・・・総合事業の基準のHP掲載、指定申請受付
- 3月21～23日・生活支援研修会予定
- 4月1日・・・単価を含めた総合事業の広報・HP掲載  
総合事業開始